

物価高騰重点支援給付金 (住民税均等割のみ課税世帯)のご案内

(1世帯あたり 7万円)
受給には手続きが必要です。

- 物価高騰重点支援給付金 **(1世帯あたり7万円)**は、住民税均等割のみ課税世帯を支援する給付金です。
(この給付金は差押えされず、かつ、課税対象外です。)
- 給付金を受給するためには、**手続きが必要**です。

給付金の支給額

1世帯あたり **7万円**

支給対象と申請のしかた

支給対象となる世帯

(令和5年12月1日の状況)

世帯全員の令和5年度の住民税が均等割のみ課税されている世帯

I 令和5年1月1日以前から
野田市に住民票がある方
のみで構成される世帯

II 令和5年1月2日以降に野田市に転入した方がいる世帯

(1)野田市が均等割のみ課税世帯
であることを確認できた世帯

(2)野田市が均等割のみ課税世帯
であることを確認できない世帯

確認書が届きます(要返送)

確認書受付期間

令和6年3月11日(月)
～令和6年5月31日(金)
(必着)

確認書に記載されている二次元コードでオンライン
申請ができます(受給までの日数が短縮されます)

詳しくは裏面1へ

申請が必要です

申請書受付期間

令和6年3月11日(月)
～令和6年5月31日(金)
(必着)

【申請書配布場所】
市役所生活支援課など

詳しくは裏面2へ

(裏面へ続く)

給付金の支給手続

1. 確認書が届いた世帯

- 対象となる世帯には、令和6年3月中旬に確認書を発送します。
- 届いた書類を確認して、令和6年5月31日(金)まで(必着)に手続をしてください。

確認書に記載されている2次元コードを読み取り、オンライン申請をしていただくと、**受給までの日数が短縮**されますのでご利用ください。

2. 申請が必要な世帯

- 確認書を発送することができないため、給付金を受給するには、申請が必要です。申請書は市ホームページからダウンロードできるほか、野田市役所1階高層棟生活支援課窓口でもお配りしております。
- 申請書に必要事項を記載して、運転免許証や健康保険証等の本人確認書類及び通帳等の口座情報のわかるものの写しを添付し、令和6年5月31日(金)まで(必着)に申請してください。



物価高騰重点支援給付金の

「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください!

自宅や職場などに野田市などの職員をかたる不審な電話や郵便があった場合は、野田警察署(☎04-7125-0110)か警察相談専用電話(#9110)に連絡してください。



問合せ

野田市物価高騰重点支援給付金コールセンター

0120-110-631

平日 8時30分～17時15分(土日祝日を除く)

※コールセンターは、市が委託しているものとなります。

窓口

野田市役所 1階 生活支援課

平日 8時30分～17時15分(土日祝日を除く)